

研究ノート

多重債務問題とジェンダー

—多重債務と貧困の女性化—

いしぐる ゆみこ
石黒 由美子

< キーワード >

多重債務 貧困の女性化 「与信」の不平等
ジェンダー・ギャップ 生活保護倍率 返済の責任感

< 要 旨 >

自己の支払い能力を超えた借金を背負う多重債務問題は、今日の不況という社会情勢とも絡み合いながら年々深刻化している（自己破産件数が平成9年には7万件を突破した）。しかし残念ながら多重債務問題に潜むジェンダーによる格差の問題については、統計的にも実践的にも指摘されていない。イギリスにおいては90年代から「貧困の女性化」研究の流れの中で、多重債務問題についても、ジェンダーによる格差が強調されるようになった。クレジットを利用開始する「与信」段階での男女間の不平等、同一の多重債務世帯内における家計配分と債務返済への責任感の男女差問題、家計管理の失敗者として社会からスティグマ（烙印）を押される女性の立場の問題などが指摘されるようになり、「多重債務問題は実は女性問題である」とまで主張されるようになっていく。本稿ではイギリスの先行研究を踏まえながら日本の多重債務問題をジェンダー視点によって追及する。方法として筆者らが93年から94年にかけてK弁護士事務所と共同で行った多重債務世帯の家計調査を債務者の性別によって再集計し、利用したクレジット・ローンの種類と利用経緯、現在の生活水準、返済過程の特徴などについてジェンダーによる違いを浮き彫りにしていく。結果として女性は、「与信」段階で利息の高い消費者金融を男性より圧倒的に多く借り、生活水準としては男性より貧困が（生活保護倍率を用いて計測した）深刻で、返済の過程でも女性が債務者として関わっている世帯は確実に返済を実行し、結果的に実際に処分できる生活費の水準はますます転落するなど、ジェンダーによって多重債務の深刻さは大きく違う。また女性は自分の就業、購買状況だけでなく、配偶者の就業状況にも大きく影響を受け、世帯内で第2債務者として多重債務問題に直接関わる女性の数も、子ども有配偶世帯では多い。

はじめに

複数の業者から、自己の支払い能力を超えた借金を背負う多重債務者の問題が⁽¹⁾、近年の不況という経済情勢とも絡みながら社会的問題としてクローズアップされ、平成9年には自己破産件数も7万件を突破した。しかし意外なことに、この多重債務者の中における男女間の実情の違いや数の違いを指摘されることは今日までなかった。債務者として男女が一括して取り上げられ、その直面する生活問題や返済責任の問題が問われてきたのである。このように多重債務者の男女間の違いが指摘されに

くかった理由として、主に次の2点が考えられる。まず第1に自己破産件数を公表する『司法統計年報』にそもそも男女別の指標がないことである。指標として「自然人」、「株式会社」、「その他」の区分けのみ存在し、一般の自己破産である「自然人」の中の男女の違いは分からない⁽²⁾。特に世帯内で夫婦が共に破産した場合も裁判所では破産件数2と、それぞれ個人として処理されるので、破産に至る世帯内の事情はバールに包まれてしまう。自己破産には至らず約5年までの間で分割返済することを弁護士を介して業者と合意した「任意整理」の件数に

については全国規模の集計すら存在しない⁽⁴⁾。ただし破産申し立て者に関する1997年度の日弁連の無作為抽出調査である「破産記録全国調査」資料⁽⁵⁾によると、1089人のうち男性525人、女性559人（不明5人）と若干だが女性が男性を上回っている。全国クレジット・サラ金対策協議会破産法改正本部が96年から97年に実施した「多重債務者被害アンケート」では男性52.8%、女性42.6%（不明4.6%）となっている⁽⁶⁾。以上調査によって数字にズレが生じているが、多重債務や結果としての破産の問題が女性にとっても大きな問題であることは間違いない。また債務者の男女の違いが指摘されなかったもうひとつの背景として、多重債務問題を直接取り扱う弁護士が男性に偏重しているという事情も考えられる⁽⁶⁾。弁護士が男性に偏重している結果債務問題に女性からの視点が当たりにくく、女性債務者特有の問題が取り上げられることもなかった。

一方海の向こうを見渡すと、特にイギリスにおいて、90年代になると「貧困」との関わりが中心であった債務研究に⁽⁷⁾、それまでの「貧困の女性化」研究の成果が組み入れられるようになった。「貧困の女性化」については既に多くの研究者が論述しているのでここでは深く立ち入らないが⁽⁸⁾、貧困世帯の中で統計的に女性が世帯主となっている世帯の割合が絶対数として増えている点や⁽⁹⁾、同一世帯内部での女性の実際の消費水準の低さ（男性に比べて）など⁽¹⁰⁾、貧困問題の中でも女性特有の事象の深刻化が指摘されている。貧困とジェンダーとの不幸な関わり⁽¹¹⁾を解明してきたフェミニズム研究が、債務という極めて現代的貧困の問題にも目を向けだし⁽¹²⁾、債務者における男女の違いを指摘するようになった。このイギリスのジェンダー視角による債務研究の主張はおよそ次の3つの点にまとめられる。まず第一に、クレジットの「信用」を供与する「与信」という入り口の時点で女性は、経済的な低位さから男性より相対的に不利な条件しか受けられず、クレジットの利用はコストの高い訪問販売や小口借りの利用が中心となっている（男性は銀行のパーソナル・ローンが中心）⁽¹³⁾。第二にクレジットを返済する過程において、女性は男性より返済責任を痛感し、まず自分のニーズ充足を犠牲にする傾向があり、時には違法なお金を調達してでも返済を行う場合もある。一方ある調査では男性は女性より返済に無頓着で、自分の「こづかい」を確保しているケースが多いと指摘している⁽¹⁴⁾。第三は、社会が借金の返済はあくまで女性の仕事であるとみなし、返済に失敗した場合その責任の多くは社会的感情として女性が被る点である⁽¹⁵⁾。勿論、男性と女性との間の行動や役割の違いを社会的、文化的コンテキストから把握しようとするジェンダー視角

は、それぞれの社会の伝統や文化の理解や分析が重要となり⁽¹⁶⁾、イギリスの研究をそのまま日本に持ち込むことはできない⁽¹⁷⁾。しかしイギリスは貨幣の世帯内配分プロセスを貧困、また家庭内暴力など社会福祉の問題と関わりあわせて理論的に分析してきた伝統があり、筆者が知る限り債務とジェンダーの問題について小規模ながらも調査が存在する唯一の国である⁽¹⁸⁾。そこで本稿ではイギリスの先行研究を踏まえながら、日本の多重債務問題のジェンダーによる違いを探っていく。方法として筆者らが北海道のK弁護士事務所と協力して行った債務世帯の家計調査を筆頭債務者の性別でもって再集計し、この調査で分析できる範囲で債務とジェンダーの関係を明らかにしていこうと思う。日本でも債務と貧困の関係については弁護士や被害者の間で共通テーマとなりつつあるが⁽¹⁹⁾、債務とジェンダーの関係については全く取り上げられていない。筆者らの家計調査のみで分析することは限界があるが、債務の問題は前述のとおり情報が閉ざされているので、限られた調査の再集計でも問題発見の糸口になるのではないかと考えた⁽²⁰⁾。

1. 多重債務問題のジェンダー・ギャップについての家計分析調査

調査ではこれまで個人単位でしか処理されなかった多重債務者を、世帯という単位で分析した。日本における多重債務問題は、債務者が複数の業者から借りては返し、繰り返すうちに累積的に債務額が大きくなり返済困難に陥いるという、欧米とは大きく異なる特徴があり⁽²¹⁾、返済額の大きさから個人だけではなく、債務者を含む世帯全体の生活状況の把握も重要であると考えた。筆者ら東京都立大学のグループは93年から94年にかけて、弁護士として多重債務世帯に家計簿を記帳させている北海道のK弁護士（弁護士として日本でただ一人債務世帯に連続的に家計簿記帳を義務づけている）と共同で多重債務世帯の家計調査を実施したが、本稿ではこれを再集計して利用することにする。調査の主な方法は次のとおりである⁽²²⁾。

①調査対象世帯…1993年7月から1994年1月末までに、多重債務救済を求めてK事務所に来所した（継続ケースを含める）全世帯を対象とする悉皆調査、全144ケース。法律事務所の個票、通知書から世帯についての債務データや基礎的情報を入手。

②家計調査…K事務所は来所してしばらくの間、自己破産させず任意整理を行い、債務世帯に対して家計簿記帳を指導しているので、この家計簿を集計。時期は93年12月から94年5月までの6ヵ月。記載漏れが多いものと、家計と営業帳簿が混同している自営世帯をのぞく。回収月は対象世帯の性格から1ヵ月しか回収できなかったケ

ースも利用する。回収107ケース（①の144ケースの中107ケース回収）のうち81ケースが3ヵ月以上家計簿を回収できた世帯である。家計簿の費目は基本的にK事務所所定の用紙を利用。

この任意整理段階における債務世帯調査のうち本稿では②の家計簿回収世帯107ケースを各世帯の債務者を性別によって分類することによって、「与信」におけるジェンダーによる違い、債務世帯の生活水準についてのジェンダー差、また債務返済過程でのジェンダーによる違いを検討してみようと思う。生活水準は既に任意整理段階のものであり、消費者信用の利用初期の生活水準については、本調査の情報だけでは測定できない。また債務返済過程における同一世帯内でのジェンダーによる違いもこの家計調査を利用しては分析できない⁽²³⁾。インタビューの困難さからも、同一世帯内の家計配分の不平等の問題を検討できなかったという意味で、本稿の再集計は分析に限界がある。

(1) 多重債務世帯のジェンダー別基本プロフィール

本稿では家計簿を回収した107の多重債務世帯について、債務者が男性単独である世帯を〈男〉、女性単独である世帯を〈女〉、また同一世帯内に債務者である男と女が存在する場合を〈男+女〉と3つに分類して集計を行うことにする。例えば〈男+女〉世帯は、「娘+父」のように親が代弁するケースも想定できるが、この場合は「非婚（債務者）+親他（債務者）」なのか、「夫婦（共に債務者）+子供」なのかという世帯類型を利用して区別する。とにかく既存データでは全て個人として処理されていた多重債務者を（自己破産の場合夫婦であっても計2件となる）、試みとして債務者のジェンダー別に世帯として処理し、それぞれの大まかな特徴をまず探ることにする。結果は107ケースのうち〈男〉が37ケース、〈女〉が31ケース、〈男+女〉が39ケースである（39ケースのうち未入籍のカップルが1ケースで、残りは全て夫婦である。例えば娘+片方の親というケースは今回たまたまなかった。）。女性は全体として、107世帯のうち70世帯で債務者として直接に関わっている（既存の集計方法だと、男76、女70、合計146件となる⁽²⁴⁾）。〈男+女〉世帯では男性が筆頭債務者のケースが29、女性が筆頭債務者のケースは10であり、男性が筆頭債務者であるケースのほうが多い。同一世帯内で債務者が複数いる〈男+女〉が全世帯の3分の1以上存在することは、多重債務とは債務が多重になるだけでなく、世帯内での債務者も多重になる可能性が高いことを示している⁽²⁵⁾。この数字から女性は多重債務問題に大きな関わりがあり、特に〈男+女〉の世帯内で、女性が債務に陥った経緯を探る必要がある。次に債務世帯についてジェンダ

別の基本的プロフィールを見ることにする（頁の関係上表は省略）。まず世帯類型については、〈男〉債務世帯の男性は37ケース中単身20、有配偶者14、子もち12、〈女〉債務世帯の女性は31ケース中単身10、有配偶者13、子もち18、〈男+女〉債務世帯は39ケース中未入籍1を除いて、すべて有配偶、子ちは29となっている。〈女〉債務世帯は〈男〉と比較すると、単身、非婚+親他らの無配偶世帯（離婚経験者も含む）に比べ、夫婦+子供（+親他）や母子など子供を抱える世帯が多くなっている。その特徴が顕著なのは夫婦とも（未入籍1名）債務者である〈男+女〉世帯で、圧倒的多数が子供を抱えている。筆頭債務者の職業をみると（〈男+女〉の世帯は両者のうちの筆頭債務者）、男性単独の場合は営業・販売、運輸・通信、工具・労務技能が中心となっており、女性単独の場合は事務・技術、営業・販売、専業主婦が中心となっている。夫婦がともに債務者となっている〈男+女〉世帯の筆頭債務者の職業は、圧倒的多数が工具・労務技能となっている。北海道という地域の特徴もあるだろうが、戦後から不安定階層の代表的職種と実証されてきた日雇いを含む工具・労務技能が中心となっているのは興味深い⁽²⁶⁾。漁業という構造的に不況職業は4世帯とも夫婦で債務者となっている。また専業主婦も筆頭債務者として一定の地位を占めている。さて表1でケース分析に近くなるが、世帯類型を絡めながらジェンダー別にクレジット・サラ金の初回利用の第1理由を弁護士事務所のケース記録から分析してみることにする。まず「遊興・ギャンブル」は〈男〉世帯のみ存在する。また〈男〉世帯は「事業資金」が一定数存在するが、「通常的生活費」の割合が他のジェンダー類型よりかなり少ない。〈女〉世帯は「名義貸、他人の借金の返済」の割合が高いのが大きな特徴で、また「母子・父子」、「夫婦+子供（+親他）」世帯では「通常的生活費」、「病気などの臨時支出」に利用理由が集中している。また無配偶単身者では「消費財購入」が一定数みられる。〈男+女〉世帯では、特に「夫婦+子供（+親他）」世帯で、「通常的生活費」、「病気などの臨時支出」が6割近くを占め、「他の借金の返済」も一定数存在するのが特徴的である。また〈男+女〉世帯全体では、「消費財購入」の割合が他のジェンダー類型より低い。〈男+女〉という配偶者が共に債務者となるケースは、明らかに個人に債務責任がある「遊興・ギャンブル」が本調査ではみられないのも興味深い。

(2) 「与信」におけるジェンダー・ギャップ

次に「与信」についての男女間の違いを分析する。イギリスの研究が示すように、「与信」の差は結果として利用するクレジット・ローンの種類の差として現われ

表1 ジェンダー別クレジット・サラ金初回の利用経緯の第1理由

利用第1理由	通常的生活費	病気など臨時支出	他の借金の返済	名義貸、他人の借金の返済	事業資金	住居費用	遊興・ギャンブル	消費財購入	その他	
〈男〉										
単身	1	2	0	3	2	0	3	2	0	13
非婚+親他	0	2	1	0	0	1	2	1	0	7
母子+父子	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
夫婦(+親他)	1	0	0	0	0	0	1	1	1	4
夫婦+子供(+親他)	2	1	1	0	3	0	1	2	0	10
不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	5	5	3	3	5	1	8	6	1	37
〈女〉										
単身	2	0	0	1	0	0	0	2	0	5
非婚+親他	0	0	1	2	0	0	0	2	0	5
母子+父子	4	2	0	1	0	0	0	0	0	7
夫婦(+親他)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
夫婦+子供(+親他)	5	2	0	2	0	0	0	1	1	11
不明	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
計	12	4	1	7	0	0	0	6	1	31
〈男+女〉										
母子+父子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
夫婦(+親他)	3	2	0	2	2	0	0	0	0	9
夫婦+子供(+親他)	15	2	4	2	1	1	0	3	1	29
計	19	4	4	4	3	1	0	3	1	39

る。そこで家計簿回収世帯の借入機関（債権者）について、ジェンダー別に分類することにする。債務に関しては記載のバラツキの多さから住宅ローンはのぞいた。借入機関の種類は、「クレジット（信販系、流通系、銀行系）」「消費者金融」「銀行」「親類・知人」「税・家賃・公共料金滞納」「その他」に分け、各債権会社の区分けは、日本クレジット産業協会の「消費者信用白書」を利用した。「その他」は他に組み入れることができない債務で、主に勤務先からの借り入れをさす。表2がジェンダー別の借入機関の構造である。この表だけでは消費者金融業者は一括され、大手と中小の業者の差については分らないが、大まかな特徴については掴める。まず債務総額は夫婦がともに債務者となっている〈男+女〉と〈男〉の場合がほとんど変わらず、〈女〉は額としてはその半分となっている。また〈男〉と〈女〉の間では借入

機関の構造がかなり違う。〈女〉は「銀行」や職場などからの借り入れである「その他」がかなり少なく、「クレジット」「消費者金融」の占める割合が非常に多くなっている。表3の資料が示すように「クレジット」「消費者金融」は業者の規模にもよるが、出資法の上限金利（年40.004%）ぎりぎりに金利を設定する業者が中小には多く、かつては過酷な取り立てでトラブルを多く発生させた金融機関である。夫婦がともに債務者となっている〈男+女〉は、全債務総額のうち73%が筆頭債務者、23%が第2債務者、残りが第3債務者であるが、女性名義の債務にやはり「消費者金融」が目立つ。つまりこの調査においては、借入機関の種類についてジェンダー間の違いが、イギリスの研究同様にはっきり見受けられる⁽²⁷⁾。女性は他よりは貸し出し金利が低い「銀行」や職場からの借り入れを男性より利用しておらず、「与信」という

債務の入り口において男性より大きな不利を被っていると見えよう。

(3)多重債務世帯の生活水準におけるジェンダー・ギャップ

次に多重債務世帯の生活水準についてのジェンダー差を検討する。生活水準測定の方法としては、ヨーロッパの研究でよく利用される「生活保

表2 ジェンダー別借入機関の構造

借入機関	〈男〉	〈女〉	〈男+女〉
全クレジット総額(万)	186.3 (19.3)	139.6 (31.6)	307.3 (30.7)
消費者金融総額(万)	159.6 (16.5)	137. (31.1)	201.9 (20.2)
銀行総額(万)	193.4 (20.0)	35.1 (8.0)	153.9 (15.4)
親類・知人総額(万)	51.5 (5.3)	32 (7.3)	46.5 (4.6)
税・家賃・公共料金滞納総額	12.8 (1.3)	2.6 (0.6)	11.7 (1.2)
その他総額(万)	362.2 (37.5)	94.3 (21.4)	279.9 (27.9)
債務総額(平均)	965.8 (100.0)	440.6 (100.0)	1001.2 (100.0)
合計債務件数(平均)	11.7	10.2	16.2
ケース数	37	31	39

表3 1994年、銀行、クレジット会社の無担保貸し出し基準金利例

都市銀行A社カードローン	10.525%		
信販会社A社カードローン一般	16.80%	融資額	10万~100万
信販会社B社カードローン	9.6~27.60%	融資額	1万~50万
キャッシング	27.60~36.50%	融資額	1万~30万
消費者金融業者			
資本金3千万円以下	40.004% (78社中38社)		
1~5億円未満	36.5~39.785%未満 (36社中14社)		
10~30億円未満	29.2~36.5%未満 (20社中10社)		
300億円以上	25.0~29.2%未満 (8社中5社)		

(注) 信販会社については「日本の消費者信用統計 94、95年度版」
 ここでのキャッシングは分割返済不可能のもの
 消費者金融業者については「平成6年度版貸金業白書」14ページ

「生活保護倍率」を用いた。生活保護費は戦後基準費作成のために様々な理論を戦わせてきたが、生存権の視点から「貧困線」として社会から公認されているものである。方法として、各世帯の構成、年齢を積み上げてそれぞれの生活保護基準費を算定し、その額を1（貧困線）にして、各世帯の実際の消費支出をその生活保護費の倍率で示す⁽²⁸⁾。この方法は各世帯の家族構成、年齢を考慮して生活費を比べることができる利点があると考えられる。例えば月収20万でも、単身と5人家族とではその価値が違う。だが生活保護費なら世帯人数、地域、年齢を考慮した生活費を積み上げることが可能で、それを倍率で示せば、全世帯を同じモノサシで測定しその分布を調べることができる。また全体の分布を明瞭に示すために、算定した「生活保護倍率」を次の4つに分けた。①倍率0.6より下②倍率0.6から1.0③倍率1.0から1.4④倍率1.4より上の4つである。1.0より下の階層は文字どおり貧困線以下の階層であり、そのうち0.6より下は欧米で問題となっている貧困層の中でもとりわけ劣悪な層といえる⁽²⁹⁾。1.0から1.4は先行研究から低所得世帯とし⁽³⁰⁾、1.4より上は一般層とする。

図1上がジェンダー別の多重債務世帯の「生活保護倍率」階層の分布である⁽³¹⁾。この図で顕著なのは、〈女〉世帯の生活水準の低さで、74%が倍率1.0以下の貧困層となっている。逆に〈男〉世帯は貧困線（倍率1.0）以上、以下がほぼ同数となっていて、「倍率1.4より上」（一般層）の比率が他より高くなっている。子供を抱えているケースが多い〈男+女〉世帯は「倍率1.0から1.4」（低所得層）が多くなっている。〈男+女〉世帯を筆頭債務者をジェンダー別に区分すると（図2上）、男性が筆頭債務者の世帯と女性が筆頭債務者の世帯とははっきりとした違いがあり、女性が筆頭債務者の世帯は倍率1.0以下の貧困層に6割が集中し、一方男性が筆頭債務者の世帯は「倍率1.4より上」に約3割分布している。

次にやはりケース・スタディ的になるがジェンダー区分を、さらに世帯類型に踏み込み、それぞれの特徴を探ることにする（表省略）。〈男〉世帯は単身に「倍率1.4より上」が目立ち、「夫婦+子供（+親他）」では貧困線以下と以上が同数である。〈女〉世帯は単身が、〈男〉世帯の単身より生活水準が非常に低く、逆に「夫婦+子供（+親他）」では「倍率1.4より上」も一定数いる。〈男+女〉世帯では「夫婦+子供

（+親他）」の生活水準の低さが非常に目立ち、倍率1.4以下の低所得階層以下が80%以上を占めている。この

図1 ジェンダー別生活保護倍率階層

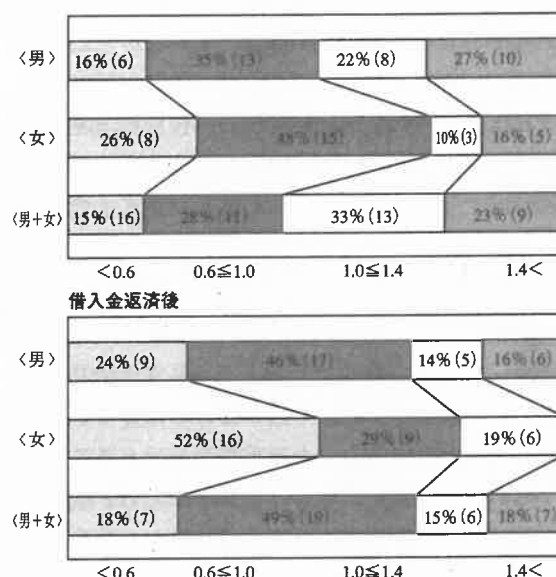
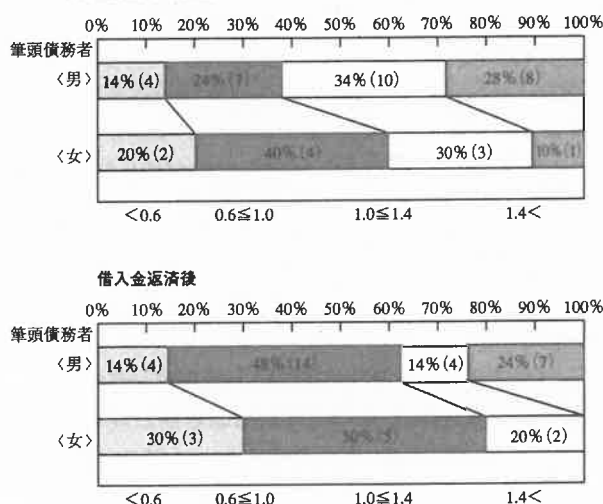


図2 〈男+女〉世帯内の筆頭債務者ジェンダー別生活保護倍率階層



〈男+女〉の「夫婦+子供 (+親他)」世帯を筆頭債務者別にさらに踏み込むと (表略)、同じ「夫婦+子供 (+親他)」世帯でも筆頭債務者が女性の場合男性より階層が低いところに分布し、「倍率1.4より上」(一般層)はほとんどみられない。以上多重債務世帯の生活水準はジェンダーによって大きく異なり、特に〈女〉世帯の単身と、〈男+女〉世帯での「夫婦+子供 (+親他)」世帯 (それも特に筆頭債務者が女性の場合) で、生活水準の低さや貧困の深刻さがたいへん目立つといえよう。

(4)債務返済過程におけるジェンダー・ギャップ

最後に債務を返済する過程でのジェンダー別違いを、上記の生活保護倍率を利用して検討する。K事務所はK弁護士の方針で、任意整理の債務世帯に関しては、債務返済金を弁護士事務所預り金として一括して一度事務所で預かり、その後弁護士事務所から債権者に配当金として返済している。各世帯がいくら返済するかは、基本的に各債務世帯の意思に任している (勿論任意整理なので債務者に返済義務はある)。また任意整理として弁護士が司法介入しているので、各債権者が個別に返済を強要することは基本的にない。結果的に、任意整理段階における返済基準について、客観的科学的な法的基準がない現状では、多重債務世帯の返済意欲があくまで尊重されている。さて、返済後の生活水準を示したのが図1下である。これは家計費から弁護士預り金を差し引いた額を、上記(3)の方法で生活保護倍率を計算し、同様に4つの階層に分類したものである。つまり債務世帯が債務を返済した後、実際の日常生活のために消費できる生活費の水準を示している。また返済後の生活水準の変動を検討することは、返済に対する各世帯の努力を探ることにもなる。図1を見比べると、返済後〈女〉世帯は「倍率1.4より上」(一般階層)が皆無となり、貧困層の中でも劣悪な「倍率0.6より下」が半分強とその貧困の深刻さが非常に目立つ。また夫婦とも債務者である〈男+女〉の世帯は「倍率0.6から1.0」の貧困層に多く転落している。これをそれぞれ世帯類型別に見比べることにする (表略)。まず〈男〉世帯を見ると、単身は大きな変動が見られず、貧困層以下への転落もない。だが「夫婦+子供 (+親他)」世帯では大きな階層変動が見られ、「倍率0.6から1.0」の貧困層への転落が非常に目立つ。〈女〉世帯は基本的にどれも1段階下の階層に転落し、返済への着実な努力が見られる。〈男+女〉世帯は夫婦世帯では大きな変動は見られないが、「夫婦+子供 (+親他)」世帯で、「倍率0.6から1.0」の貧困層への集中した転落ぶり目立つ。〈男+女〉世帯を筆頭債務者別にみると、筆頭債務者が男性の場合、「夫婦+子供 (+親他)」世帯で「倍率1.4より上」ではあまり変動が見られないが、倍率

1.4以下の低所得層では下の階層に転落している。筆頭債務者が女性の場合ほとんど生活水準が低いにもかかわらず、さらなる階層転落がみられる。以上返済に関して、単身 (親との同居も含めて) の場合には女性のほうが男性より圧倒的に返済を着実にし、結果的に生活水準を転落させている。また「夫婦+子供 (+親他)」世帯では、債務者が男性のみであっても、返済をかなり実行している。逆に本調査においては子供のいない夫婦世帯では返済による生活水準の変動があまり見られなかった。つまり返済過程は世帯類型によってかなり違い、子ども有配偶世帯の場合、例えば債務者が男性のみであっても、返済後の生活水準には大きな変動がある。子供の存在により、生活の基礎単位として個人だけではなく世帯の共同がある程度は要求される場合、返済への努力は高まっており、そこに介在する家計管理者としての女性の存在を暗示させる結果となっている。今回できなかった債務世帯内におけるジェンダー別の家計配分や家計管理についてのインデプス・インタビューの実施が必要不可欠であろう。

おわりに

以上筆者らが行った多重債務家計調査を再集計し、イギリスの先行研究を参考にしながら非常に限られた範囲で、筆頭債務者の性別に日本の多重債務問題を検討した。女性は「自己破産」「任意整理」など司法介入された多重債務問題に、本調査や数少ない他の調査参考資料からも数字的に男性と同じくらい関わり⁽³²⁾、多重債務世帯の中で配偶者ぐるみの債務者化も本調査ではかなりの割合を占めていた。また本調査では女性債務者 (世帯内で女性単独、以下同) は男性債務者 (世帯内で男性単独、以下同) より、遊興、事業、買い物という個人的理由より、他人の借金肩代りや家族の生活のために借金を開始する場合が多かった点からも⁽³³⁾、債務経緯の男女差についての詳しい検討が必要であろう。また女性債務者はクレジット・ローン利用の「与信」段階でも明らかに男性債務者より不利で、生活水準 (夫婦が共に債務者の場合は筆頭債務者が女性) も男性債務者より圧倒的に低い。返済過程においては、女性債務者は男性債務者より返済を確実にし、子供のいる夫婦世帯では債務者が男性のみでも確実な返済を示していた。有配偶債務世帯内の男女別の家計配分、女性の管理責任問題については今後インデプス・インタビューが必要不可欠である。この債務返済と女性の返済責任の問題は今後の重大なテーマであろう。日本のように「借金の返済のための借金」という自転車操業によって、「まじめに返済をしようとする人が一番損をし、また消費者信用会社の一番の上客である」という構図が頻繁に発生する場合⁽³⁴⁾、多重債務に陥る

過程の中でこの構図に女性が多く当てはまる可能性が高いことも考えられる。また債務を救済する場面でも有配偶者は夫婦での出席が条件とされる機関も多く存在し、「返済責任」を問う救済機関の場合には、債務者でない配偶女性も債務返済に参加させられている⁽⁵⁵⁾。以上限られた情報で限られた範囲の分析しか行えなかったが、多重債務問題はジェンダー別視角、それも債務者個人だけではなく債務者を含む家族背景とそこでの女性の立場の検討が重要課題となろう。

本稿執筆にあたって本誌審査員の方たちから筆者提出の稚拙な論文に対して、具体的なおかつ詳細で丁寧なコメントをいただきました。この場をお借りして心からのお礼を述べさせていただきます。

(放送大学面接講師 (非常勤))

[注・引用文献]

- (1) この多重債務の定義は、(社)社会開発研究所 平成3年 『社会・経済・心理学的側面からみた多重債務者発生要因の調査研究』、国民生活センター平成6年 『「多重債務に関する調査」報告書』p1のもの。イギリスでは、必要な支払いができなくなった時点で信用 (Credit) から返済困難 (Debt) に移ると定義されている。Money Advice Steering Group 1988 Research Project Report, Alison Ranger p4.
- (2) 平成9年版司法統計年報284ページ
- (3) 「自己破産」、「任意整理」の区分については次に詳しい。甲斐道太郎他 昭和60年 『ローン・クレジットの法律紛争』有斐閣
- (4) 43地裁からの無作為抽出閲覧調査、計1089件。
- (5) 各地の法律事務所や司法書士事務所、被害者の会に呼びかけ実施、計862名。
多重債務相談に関する男女別数字で主なものは以下のとおり。(財)日本クレジットカウンセリング協会の1987年から1997年の実施状況の総計は男性64.6%、女性35.4%。ただし(財)日本クレジットカウンセリング協会の相談は債権に必ずクレジットが含まれていること、3年以内で返済可能で総額500万以内であること、有配偶者の場合は夫婦で来所可能の場合のみ相談を受けつけている。(財)日本クレジットカウンセリング協会 「平成8年度のカウンセリング事業実績について」。また国民生活センター、消費センターにおける債務相談に関する調査報告書によると、男性54.4%、女性45.6%、国民生活センター 平成6年 『「多重債務に関する調査」報告書』。
- (6) 例えばクレジット・サラ金被害者救済を活動目的としている全国クレジット・サラ金対策協議会の1997年度時点で、会員である弁護士106名のうち名前からの判別で不正確かもしれないが女性は7名のみ (約6.6%)。もっとも1998年6月時点で弁護士登録している弁護士全16846人のうち女性は1401人 (約8.3%) で、圧倒的に男性によって占められている。
- (7) Ford, J., 1991, Consuming Credit, CHILD POVERTY ACTION GROUP ヨーロッパではイギリスだけでなくフランス、ドイツ、オーストリアでも債務が大きな社会問題となっている。その中でフランスも貧困研究のなかで債務の問題が大きく取り上げられている。
Conseil National du Cr dit, 1987, Endettement des M nages, PUF
- (8) Glendinning, C. and Miller, J., 1992, Women and Poverty in Britain the 1990s, Harvester Wheatsheaf, 杉本貴代栄 1997年 『女性化する福祉社会』勁草書房など
- (9) 例えばウイルソン (Wilson) によると、1982年時にイギリスでは貧困世帯の3分の1を女性が世帯主となっている世帯が占めていた。ピアソン・C. 1996年 『曲がり角にきた福祉国家—福祉の新政経政治学—』田中浩他訳 142ページ 未来社
- (10) ボルガー (Vogler) らは世帯内での資源へのアクセスの不平等を問題とし、ある世帯においては他のメンバーが貧困状態でなくても、女性が貧困であるケースがあることを指摘した。Lister, R., "She has other duties-Women, citizenship and social security" in Glendinning, C. and Miller, J., op.cit. p.7.
- (11) 杉本 前掲 91ページ
- (12) 債務と貧困の問題については以下を参照
Ashley P., 1983, The Money Problems of the Poor, Heinemann Education Books
Davidson R. and Erskine, A. (eds), 1992, Poverty, Deprivation and Social Work, Jessica Kingsley Publishers
- (13) Parker, G., "Making Ends Meet : Women, Credit and Debt", pp.231-233 in Glending C. and Millar J. (eds), op.cit. また Ford, J., 1991, "Consuming Credit", CHILD POVERTY ACTION GROUPの "Women poverty and debt" pp.71-84.
- (14) Paker G., 1990 Getting and Spending : Credit and Debt in Britain, Avebury 特に130-154ページ。
- (15) Parker, G., "Making Ends Meet : Women, Credit and

Debt” ,p.225 in Glending C.,and Millar J.(eds.),pp.236-237, op.cit.

- (16) 関啓子 木本喜美子編 1996年 「ジェンダーから世界を読む」 15ページ 明石書店
- (17) イギリスと日本では、社会の性に基づく権力や役割の配分である家父長制の「型」が大きく違う。瀬地山角 1996年 「東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学—」 2ページ 勁草書房、また先進国だけではなくアジアや第3世界においても債務と女性の問題は広がりを見せている。江藤双恵 1996年 「ジェンダーと家計貢献—現代タイ農村の実態から—」 関啓子 木本喜美子編 上掲、ドリス・ウィリアムス 1995年 「開発途上国の女性—食物・技術・日常生活」、N.B.ライデンフロースト編 「転換期の家族—ジェンダー・家族・開発」 産業統計出版社
- (18) フランスやアメリカでも債務の救済実務機関は整備されるようになったが、現在のところジェンダーを視角にした研究は見当たらない。
- (19) 1997年度版「クレサラ白書」参照 クレサラ白書編集委員会
- (20) 例えば木本氏もジェンダー視角を導入した実証分析の重要性を説いている。木本喜美子 (16) と同じ 24ページ
- (21) ジェリリスト』1014特集「カード破産と免責」1992年
- (22) 調査全体については次を参照：拙稿 1997年「現代生活とローン・クレジット問題—返済困難世帯の家計分析調査をとおして—」『季刊家計経済研究』34号 59-66ページ
東京都立大学岩田正美研究室 1996年 「多重債務世帯の生活水準と生活構造—借金返済能力についての家計実態調査」
- (23) 筆者らは調査開始時点において、多重債務世帯の生活水準測定を研究目的としていた。筆者自身は当時債務世帯についてのジェンダーによる違いを全く意識していなかったし、夫婦ぐるみで債務者となる世帯の存在もそれほど予想していなかった。
- (24) この男女の比率は上述の日弁連調査 (1997年) 資料の男女比と大きなズレはない。(4) と (5) 参照。
- (25) これまで数字を示されたことは一度もないが、弁護士は経験から家族ぐるみの借金漬けの問題性を早くから指摘している。
- (26) 江口英一の研究に代表される。江口英一 1979年「現代の「低所得層」上」 未来社他
- (27) クレジットキャッシングや消費者金融の無担保貸し出し金利はイギリスなど欧米よりかなり高く、日本の多重債務者は他の先進国より金利に関しては大きく不利。
- (28) 生活保護倍率は次の手順で行った。①各ケースの消費支出を各月ごとに積み上げ、それを月平均する。②地域別の生活保護費は北海道のK市を含む2級地—1の基準を使用。③加算については母子、児童、老齢のみ計算④上記を1として各世帯の消費支出をこれと比較してその倍率を計算。消費支出は、生活保護では現物支給、免除となっているものを考慮して「非消費支出をのぞく総支出—住居費—保健医療費」を利用。⑤生活保護支給については実際は勤労控除などが適用されて、実際に可処分できる生活費は基準費より高くなるが、高く算定しているとの批判を避けるために加算などは最低限にする。それゆえ倍率1.0の世帯は厳密な計算では生活保護の基準生活費以下である。
- (29) ミッチェル 1993年「福祉国家の国際比較」 埋橋孝文他訳 啓文社
- (30) 江口英一は保護基準の1.5倍あたりの世帯更生資金 (現生活福祉資金貸付) の借り受け世帯の制限所得までを、「低所得階層」の算定のモノサシとして使用。松崎は老人調査で、保護基準のほぼ1.4倍あたりまでを低所得階層として算定している。江口英一 1979年「現代の「低所得層」上」 未来社、松崎久米太郎 1986年「習志野市老人生活実態調査報告書」
- (31) 多重債務世帯の生活水準について、生活保護倍率を利用したものは存在しないが、1997年日弁連破産記録全国調査 (破産世帯のみ) では月収10万以下が30%、15万以下が49%となっている。また男女別では女性は月収10万以下に50%以上集中している。
- (32) (4) (5) の調査参考資料参照。また1994年の日弁連の破産事件記録調査によると、破産530件中男性262、女性268、「多重債務者の現状と救済に関する報告書」。
- (33) 例えば債務者のケース実録で、女性債務者は全22人の内、10人が家族の生活費のため、8人が他人のため (親の病院代や夫の借金の返済) のために借金を開始した。
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 1997年 「借金地獄からの生還—多重債務者49人の告白」 花伝社
- (34) 宇都宮健児 1992年 「弁護士からみたカード破産の実態と法的・実務的救済策」ジェリリスト1014

80-91ページ、木村裕二 1994年「多重債務の実態
とその対応」70-82ページ 【国民生活】1月号

- (35) 財団法人日本クレジットカウンセリング協会では有配偶世帯は夫婦が共に来所しないと多重債務の相談自体を受け付けない。また日本消費者金融協会救済更生事業団でも、家族ぐるみでの返済態勢が確保されていることが、救済の条件となっている。